

令和3年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和3年7月1日（木曜日）

議事日程第5号

令和3年7月1日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第48号、同第49号、請願第2号及び発議第4号
- 日程第4 議案第50号から同第53号まで及び同第58号
- 日程第5 議案第54号、同第56号及び同第57号
- 日程第6 議案第55号
- 日程第7 諮問第1号
- 日程第8 発議第5号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第48号、同第49号、請願第2号及び発議第4号
- 日程第4 議案第50号から同第53号まで及び同第58号
- 日程第5 議案第54号、同第56号及び同第57号
- 日程第6 議案第55号
- 日程第7 諮問第1号
- 日程第8 発議第5号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君

7番	田原洋子君	8番	渡辺栄一君
9番	加藤康太郎君	10番	東野恭行君
11番	保坂悟君	12番	田中立一君
13番	和泉克彦君	14番	宮島宏君
15番	中村実君	16番	近藤新二君
17番	古畑浩一君	18番	田原実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	藤田年明君
総務部長	五十嵐久英君	市民部長	渡辺成剛君
産業部長	斉藤喜代志君	総務課長	渡辺忍君
企画定住課長	渡辺孝志君	財政課長	山口和美君
能生事務所長	高野一夫君	青海事務所長	猪股和之君
市民課長	川合三喜八君	環境生活課長	猪又悦朗君
福祉事務所長	嶋田猛君	健康増進課長	池田隆君
商工観光課長	大嶋利幸君	農林水産課長	木島美和子君
建設課長	斉藤浩君	都市政策課長	五十嵐博文君
会計課長	嵐口守君	ガス水道局長	樋口昭人君
会計管理者兼務		教育長	井川賢一君
消防長	小林正広君	教育委員会こども課長	磯野豊君
教育次長	磯野茂君	教育委員会生涯学習課長	
教育委員会こども教育課長	富永浩文君	中央公民館長兼務	穂苺真君
教育委員会文化振興課長		市民図書館長兼務	
市民会館長兼務	伊藤章一郎君	監査委員事務局長	山川直樹君

〈事務局出席職員〉

局長	松木靖君	次長	松村伸一君
主査	川原卓巳君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、田原洋子議員、16番、近藤新二議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

昨日、6月30日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生3常任委員長より、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、議員発議につきましては、発議第4号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書が、所定の手続を経て提出されております。

また、特別委員会の設置については、発議第5号として、コンプライアンス調査推進特別委員会の設置についてが所定の手続を経て、提出されております。これらを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことについて、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。決算審査の方法について、本年9月の定例会中に行う決算審査を、これまでの常任委員会への分割付託方式から、議長を除く全議員による特別委員会方式とすることとしております。

なお、今年は、審査期間を3日間とし、日程等の調整につきましては、事務局及び行政に一任することとしております。

続いて、議場における発言方法については、新型コロナウイルス感染症対策とし、議員及び行政説明員の自席での質疑応答に対応するための改修及び議会中継のデジタル化に対応するため、先般の総務文教常任委員会において議会費の補正予算が審議されておりますが、音響機器及び放送用機器の改修に当たっては、本年度当初予算、補正予算、合わせて1,900万円となることから、

改修内容の確認や新型コロナウイルス感染症が終息後も、どのように議場を使うかを含めて、議会事務局の説明及び施設の確認調査の後、対応策について協議を行っております。

協議の結果、予算執行に当たっては、十分な検討を行い、改めて改修内容及び改修費用について、議会運営委員会です承を得ることとしております。

このほか、情報誌掲載の落札率の記事については、財界にいがた7月号に掲載された中村 実議員が関係する中村工業の公共事業100%の落札率について疑義が生じたため、落札率100%に至る経緯や談合が行われた可能性について、説明を受けております。また、議会選出の監査委員であることから、役職の継続についても審議をされております。

100%落札率につきましては、積算ソフトによる計算や収益性も考え応札した結果であるが、100%となったことに対しては、まぐれと言えるなどと説明。また、官製談合での逮捕者を出した猪又建設とは、下請として、年間業務の30%程度の受注があるが、不正なことは行っていない。監査委員の辞任に対しては、不正を認めることとなるので、辞任はしないとする説明後、退席を願ひ、協議を行っております。

協議の結果、市民に対して疑義を生じることが危惧されることから、監査委員を辞することを求める意見と、説明は納得できるものであることから、監査委員を継続することに問題はないとする意見。いずれについても中村議員ご本人が、自ら決めるべきであるとする意見が、それぞれ2名ずつとなり、委員長判断で、ご本人の判断に委ねることと決し、中村議員の判断により、監査委員を辞することはしないことと決しております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果に

ついて委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、6月24日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、報告いたします。

調査項目は、令和3年6月22日の一般質問における副市長の発言についてと、官製談合の再発防止についての2点です。

冒頭、市長から、令和3年6月22日の一般質問における副市長の発言について、また、官製談合の再発防止について、2点の所管事項を調査いただくわけであるが、市民の皆様方の信頼を失墜する事件であったと陳謝がありました。

まず、令和3年6月22日の一般質問における副市長の発言についてです。

副市長から、今回の選挙で、副市長の立場を利用して圧力をかけたとか指示したことは一切なく、あくまでも気の知れた職員に対して、「頼むね」と声がけしたものであり、米田市長の投票依頼をしたものではない。選挙情勢を説明し、「頼むね」と一言添えただけであるが、誤解を招くような行為については慎むべきと反省していると説明がありました。

委員より、地位を利用し、選挙違反行為を行ったことを認めるかという質疑があり、副市長から、米田市長に投票するよう「頼むね」と言ったわけではない。選挙情勢を説明した後に「頼むね」という一言を付け加えただけである。いずれにしても、今後の選挙管理委員会での調査、場合によっては警察の捜査も入ると思うが、その中で明らかになるものと思っていると答弁がありました。

委員より、副市長が声をかけた部・課長を招集し、どのような声がけだったのか聞き取る必要があるという動議があり、説明員の追加を要求し、9名の課長から事実確認を行いました。副市長から、投票依頼を聞いてないと答えた者が2名、副市長から直接聞いていないが、課長補佐から報告を受けた者が1名、副市長がほかの課長に話しているのを聞いていた者が1名、副市長から直接聞いた者が5名でありました。副市長の話聞いた7名のうち、米田市長を頼むと受け止めた者が6名でありました。いずれも今回の1回だけの依頼で、過去の選挙において同様のものはなかったということを確認いたしました。

委員より、選挙管理委員会を預かる総務課として、今後どのように進めていく考えか質疑があり、担当課から、6月25日に緊急に選挙管理委員会を開催し、事実確認の方法などを協議する。あわせて、警察にも相談したいと答弁がありました。

委員より、官製談合の件を含め、米田市長は自身に関わる話であるが、捜査協力や調査協力をやっていく考えはあるかとの質疑があり、米田市長から、当然、調査や捜査に協力はしていくと答弁がありました。

委員より、今後のコンプライアンス指導に関わることから、副市長が言葉をかけた職員を全て名簿にし、どういった内容であったか資料にまとめるべきであるという動議があり、後日、資料作成

し、提出してもらうことになりました。

委員より、この件は総務文教常任委員会において継続して調査していくべきであるという意見があり、委員会で諮り、継続調査とすることに決しました。

このほかにも、非常に多くの質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、官製談合の再発防止についてです。

委員より、6月9日に不祥事防止のための行動指針を再掲示し、職員に不祥事防止の徹底を指示と説明があったが、これで効果が上がるのかという質疑があり、担当課から、庁内委員会の立ち上げや第三者委員会で検討を行う予定となっているが、それまでの間、行動指針等を着実に守るようにという意味で再掲示を行ったもので、これで全てだというふうには思っていないという答弁がありました。

委員より、第三者委員会の結論が出るまでに時間がかかることから、この間の不祥事防止の徹底の仕方を具体的に表現したほうがいい。これまでにあったものをきちんと遂行していけば、かなりの確率で再発は防げる。現場にいる方にすれば、気の毒なくらい面倒かもしれないが、市民から見ると、本当にそこまで徹底してやっていると伝わるくらい一定期間実施していただきたいという質疑があり、担当課より、方法としては各部・課長からの指示であるとか、新たにもう一度コンプライアンス研修を全職員に対し行う等々を含め、新たな取組までの間、対応したい。また、コンプライアンス委員会なり立ち上げて、監視体制も整えたい。第三者委員会の意見も聞きながら、より実効性のあるコンプライアンスを守る体制を構築していきたいと答弁がありました。

委員より、入札制度については、第三者の目を入れるなど、誰が見ても納得いくものにしないと疑いは晴れないと思うが、どう考えるかという質疑があり、担当課から、入札制度全体の見直しは、他市の事例や第三者委員会の専門家の意見を踏まえ、検討していきたいという答弁がありました。

委員より、今回の官製談合工事を受け、設計の段階からシビアに行わないと市民からの信用を得られないと思うので、設計の部分から徹底して行っていただきたいという質疑があり、担当課から、談合をなくす観点で取組を進めていきたいと考えている。設計の部分については、市のほうである程度の仕様やコンセプトを示すやり方など、その建物にあった設計のやり方で、適正な入札を行いたいと答弁がありました。

委員より、この件についても総務文教常任委員会において継続して調査していくべきであるという意見があり、委員会で諮り、継続調査とすることに決しました。

このほかにも、非常に多くの質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、所管事項調査を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、6月25日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、来海沢地すべり災害復旧工事の現状について、えちご押上ひすい海岸駅の開業後の状況について、水道料金改定についてであります。

まず、来海沢地すべり災害復旧工事の現状については、午前中に現地視察を行い、その後、机上調査を行っております。行政からは、3月4日、来海沢地区上部で延長約330メートル、幅約100メートルから140メートルを発生源とした地滑りによる現地の状況について、主に集落内の復旧状況について、地滑り応急対策工事について、水道施設の概要と断水の状況について、当面の復旧工事の予定についての説明がありました。

委員より、災害復旧工事で発生する土砂の処理について及び降雨時の工事の安全について質疑があり、担当課より、県道部分の土砂は近くにある土捨場に入れている。全体の土砂となると林業系、農地系、建設系のそれぞれでなく、庁内で連携を取って土砂処分場を準備し、災害復旧の工事が遅れないように準備をしていきたい。降雨時の工事については、現場も避難住民の安全の指標と同様、もし警報が鳴れば安全な場所に撤退する。また、監視員をつけて作業を進めるなど、現場の安全も確保しながら進めていくと答弁がありました。

また委員より、交通ルートの復旧時期について質疑があり、担当課より、6月9日の来海沢地区の住民説明会では、県の道路維持課より降雪前には県道を開放したい。御前山と市野々の冬季の道は、根知ではなく来海沢から道を確保したいという話があった。ただ、現時点の調査状況では、現場は雪の上に土がかぶった状態で、その雪がどのくらいあるのか、地滑りの滑り面がどのくらいの深さにあるのかが分からず、ボーリング調査が必要だが、一部調査に入れられない状況ということで、市としても非常に歯がゆい思いをしている。県に状況を確認しながら被災者も含めて情報提供していきたいと答弁がありました。

そのほかにも質疑・意見等が出されましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、えちご押上ひすい海岸駅の開業後の状況についてを午前中に現地視察を行い、その後、机上調査を行っております。行政からは、5月下旬の2日間、市で調査した乗降者数は、平日226人、休日128人と報告があり、今後も地元地域や高校と意見交換しながら庁内関係部署や鉄道会社と連携して、利用促進に取り組むと説明がありました。

委員より、乗降客数は想定と比べていかがかとの質疑があり、担当課より、通勤・通学、観光の

利用者で約700名と想定したものの、コロナの影響で利用が少ない状況である。高校生の利用に向けてPRに努めていると答弁がありました。

また委員より、利用者700名を目標に人を呼び込む市の取組について質疑があり、担当課より、地元から海の活用と海岸での薬石やヒスイの石拾いツアーを考えたいと聞いており、連携して大糸線とえちごトキめき鉄道の利用促進につなげたい。また今後、観光利用の面から新駅と糸魚川駅とのバス路線の接続について、観光部局と検討を進める予定であると答弁がありました。

そのほかにも質疑・意見が出されましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、水道料金改定については、冒頭、担当課より、これまでの経緯として合併前の旧市町の時代から料金水準や料金体系に大きな差があることから、合併時に統一できず、現在も合併前の料金表を使用している。その一方で、近年の人口減少や節水器具の普及などによる料金収入の減少や老朽化した水道施設の更新などに多額の費用を要することが見込まれている。そのため料金の見直しにより、経営の健全化を図るとともに、令和4年4月以降、上水道料金の統一に向けた水道料金の改定を行いたいとの説明がありました。

また、水道料金の現状と課題について、水道料金あり方検討委員会での検討について、改定方針について、料金収入の算定について、料金体系についての説明があり、今後のスケジュールについては、水道料金あり方検討委員会での検討が終われば、意見書の提出を受けることとなっており、市議会にはシミュレーション結果などを審議してもらい、12月定例会で条例改正案を提案したい。市民に対しては、9月定例会後、各地区での住民説明会を行いたいと考えていると説明がありました。

委員より、料金改定にかける期間と料金体系について、また、民営化する考えはないかとの質疑があり、副市長より、5年後に改定するのではなく、来年度の水道料金から改定する方向で動いている。ただ、料金改定を一挙にすると値上がりが大きいため、5年かけて段階的に変えていく手法とし、5年後、一定の水準まで行った後に全市統一に向けた見直しをしたいと答弁があり、担当課より、民営化について部分的な民間委託は可能だが、全て民営化ということは考えていないと答弁がありました。

また委員より、人口減少と設備器具の性能向上で節水に工夫する市民が増えて、水道料金が減る現状を考えた対応として、老朽化する管路の修繕の費用を抑えていく計画はあるかとの質疑に対して、担当課より、管路の法定耐用年数は40年となっているが、すぐに入れ替えるということではなく、できるだけ長く使うよう見直しをかけることを新たな財政計画の中で進めていきたいと答弁がありました。

また委員より、令和4年4月から、各地区で大体どのくらい料金が上がる予定かとの質疑に対して、担当課より、本来だと12%、経営を維持するために7%、各地域一律となるよう今検討している。口径13ミリで4人家族を事例とした場合には、5年後の令和8年度で、糸魚川区域で1,000円程度、能生区域で600円、青海区域で110円の値上がりと想定しているが、それぞれ口径や使用水量により様々である。現在、水道料金在り方検討委員会の集約ができていないので、今回は委員会に示せないが、次回には示したいと答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、具体的な料金の改定案の資料を所管事項調査の中で示していただいた上で委員会での議論を進めることとしました。

そのほかにも質疑・意見等ありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、6月28日に所管事務調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、一般廃棄物最終処分場について、旧ごみ処理施設の解体について、新型コロナウイルス感染症対策についての3点であります。

まず、一般廃棄物最終処分場についてでは、現地を視察し、担当課より、施設の概要の説明を受けた後、机上審査を行いました。

委員より、埋め立てた飛灰に1日2トン散水を行っているが、浸出水の検査と有害物質などの内容についての質疑があり、担当課より、4月から供用を開始しているが、まだ、浸出水は出ておらず、有害物質も確認されていないと答弁がありました。

また委員より、これまでの経緯がある中で、地元の大野地区の住民と定期的な説明会なども必要ではないかとの質疑があり、担当課より、地元の協力をいただき、緊張感を持ってやっており、地区の役員の皆さんとは、毎月1回は話し合いを行っているとの答弁がありました。

さらに委員より、埋立て期間は15年とあるが、本当に15年運用できるのかとの質疑があり、担当課より、多額の予算を頂いての整備した施設であり、少しでも延命できるよう努めたい。飛灰は一般廃棄物最終処分場に埋め立て、焼却灰はセメントの原料としてリサイクルしていると答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、旧ごみ処理施設の解体についてでは、担当課より、解体工事の概要や跡地利用計画、今後

のスケジュールなどの説明がありました。

委員より、工期についての質疑があり、担当課より、今年度は契約後、設計を行う。実際の解体スケジュールは、業者決定後、話し合いの上、決定していくと答弁がありました。

また委員より、ダイオキシンやアスベストの除却工事など特殊な工事もあるが、入札はどのように行うかと質疑があり、担当課より、制限付き一般競争入札の範囲など、今後精査していくと答弁がありました。

さらに委員より、予算について実際に工事を行うと、設計と違う部分が出てきて増額変更になるということが多くあるが、今回は大丈夫なのかとの質疑があり、担当課より、コンサルからの設計内容を確認しており、それほど差異は出ないと思うが、解体しなければ分からない部分もあるため、もし多少の差異が出た場合は、協議の上、対応を検討していくと答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策については、担当課より、市内の感染症発生状況とワクチン接種の状況についての説明がありました。

委員より、療養先に入院、自宅、宿泊とあるが、どういう基準で分けるのかと質疑があり、担当課より、療養先については全て県が判断しており、詳細な判断基準は市では分からないが、症状を見て、また、家族の有無なども考慮し、判断していると思われるとの答弁がありました。

また委員より、ワクチン接種について予定どおり進んでいるのかと質疑があり、担当課より、6月27日時点で高齢者については、高齢者人口の約59%、9,806人の方が1回目の接種を終えており、高齢者人口の約19%、3,138人の方が2回目の接種を終えている。全体では、人口の約29%、1万1,899人の方が1回目の接種を終えており、人口の約12%、4,865人が2回目の接種を終えている状況であり、担当課としては、予定どおり進んでいると考えている。7月末までに高齢者の接種が完了する予定であり、全体では11月末を目標に一日でも早く市民の皆さんが打てるように接種枠を拡大していると答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第48号、同第49号、請願第2号及び発議第4号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第48号、同第49号、請願第2号及び発議第4号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第4号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月24日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第48号及び同第49号については原案可決であり、請願第2号は採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第48号、押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員より、自分で署名できない方への配慮は、どうなっているかという質疑があり、署名で手続を行うものも今後あるかと思うが、自己の氏名を自署することが困難な方は、記名押印で手続を行っていただくことになると答弁がありました。

議案第49号、損害賠償の額の決定及び和解については、委員より、令和2年12月に起きた事故の対人賠償の交渉が長引いていることについて質疑があり、相手方は、事故による精神的ダメージで長距離運転に不安な部分が残っているため、今後も示談交渉をしていくと説明がありました。

このほか若干の質疑はございましたが、報告は割愛いたします。

続きまして、請願であります。

請願については、紹介議員からの説明を受けて、審査を行っております。

請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願では、少人数学級を実現するためには、大量の教職員を一度に採用する必要があり、教員の質の低下が心配であるため30人以下学級の実現については反対である。発達に特性を抱える子供たちや先生の話聞く力のない子供たちが年々増加しているという現状もあるので、30人以下学級の実現に賛成であるなどの意見があり、起立採決の結果、採択となりました。

請願第2号は、意見書の提出を願意としておりますことから、発議第4号を提出いたします。

これより発議文を読み、提案説明とします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのために、小・中学校の全学年における30人以下学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多

くなっているにもかかわらず、2018年度から国による教職員定数改善計画のない状況が続いています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などに見られるように教育条件格差も生じています。自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での定数改善計画の策定・実行が必要です。

さらに、子供の貧困への対応、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子供への合理的配慮、外国につながる子供たちへの支援、深刻化するいじめ・不登校などへの対応など、学校を取り巻く状況は複雑化・困難化しています。また、学校に求められる役割は増大しています。子供たち一人一人へのきめ細かな指導・学びの質を高めるための教育には、教職員定数改善が不可欠です。

新潟県では2001年度から、小学校1・2年生において県独自で32人以下学級が導入されました。また、2015年度からは、小学校3年生から中学校3年生まで35人以下学級が拡充され、小・中全学年での少人数学級が実現しました。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えてきています。

しかし、小学校5年生からの35人以下学級については「1クラス25人以上」の下限設定があり、全ての学校で実現しているわけではありません。

子供たちに豊かな教育を保障することは極めて重要です。子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう、次の事項を強く要望します。

1、少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の水準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出します。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

清新クラブの宮島 宏です。

発議第4号の内容のうち、30人以下学級の実現についてのみ、反対します。

以下、7項目の反対理由を述べます。

1、1学級の児童生徒数がOECD諸国と比べて多いことは事実です。しかし、日本の教育水準は、OECD諸国の中で高水準にあり、諸分野で国際的に活躍し、高い評価を受けた人たちがいることは、周知の事実です。

2、きめ細かな教育には、少人数学級が必要とされていますが、実は、これについては研究者で見解が分かれています。学力だけでなく、勤勉さ、自制心、自己肯定感などで優位な差がないという研究報告もあります。

当市の小学校の多くは、既に30人以下の学級となっています。にもかかわらず、いじめ・不登校などの問題が発生しています。特に小学1年生でいじめの事案が見られることは、いじめ問題は義務教育だけではなく、就学前の幼稚園や家庭での教育、さらには地域ぐるみでの教育の見直しが必要であることを物語っていると私は考えます。

3、少人数学級の実現には、当然のことながら、今よりも多くの教員を採用する必要があります。これに伴って人件費が大幅に増えることは自明です。

大量採用に伴って、大きな懸念があります。それは、新規採用職員の質の低下です。

本県の小学校教諭の教員採用試験の倍率が低下したことを受けて、県教育委員会が倍率を上げるために種々の努力をしています。これは新規採用教職員の質の向上対策にほかなりません。

4、新規採用教員の赴任先での研修は、人数が多いため加配による職員だけでは対応できず、ベテランの教員が担当するしかありません。少人数学級の導入によって、ベテラン教員の負担が非常に増えることは、間違いありません。

5、少人数学級になると教師の負担が減るのでしょうか。そうはならないという指摘もあります。この原因は、教師の多くは自分の仕事を天職と捉えており、児童生徒数が減れば、その分、より丁寧に濃密に仕事をしようとするからです。このことは、既に大半が少人数学級になっている当地の学校の先生が、遅くまで仕事をされていることを見ても明らかです。

6、少人数学級の導入により、現状よりも多くの教室が必要となります。空き教室がない場合、増改築が必要となり、多くの建築費が必要となります。

7、これが最後の項目です。新型コロナウイルス感染症対策として、少人数学級が有効とする意見があります。

しかし、休み時間、登下校、遊びなどでのおしゃべりのほうが、教室での感染の危険性を上回るという指摘もあります。実施される頃にコロナ禍の状況は、極めて不透明です。

以上のように少人数学級の効果には、疑問点が多く、少人数学級導入に係る問題も多いことから反対するものであります。

最後になりますが、私は35年前、教職に就きました。東京都立養護学校の教諭として、重度重複の障害を持つ肢体不自由児の教育に当たり、さらには、都立の全日制普通科の高等学校にも勤務しておりました。この高校は、いわゆる教育困難校でした。当市では、フォッサマグナミュージアムと糸魚川信用組合で、児童生徒数の教育にも従事し、昨年のキャリアフェスティバルにも出展しております。

今回の反対討論は、これまでの私の公立学校や公立の社会教育施設での経験に基づいたものであることを申し添えておきます。

以上、私の反対討論を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中です。

発議第4号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める意見書について、賛成の立場で討論させていただきます。

本請願は、冒頭に示されておりますとお子子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、地域住民、教職員共通の願いであり、小中学校全学年における30人以下学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保を国に求めるものであります。

文部科学省のホームページを見れば、今年2月から4月に分けて、全部で24の教育関係団体にヒアリングを実施し、その結果が掲載されておりますが、それを見ますと少人数学級については、全国都道府県教育委員会委員長協議会、全国都道府県教育長協議会は、きめ細かな指導をするため教員1人当たりの児童生徒数を下げなければならないことから、少人数学級の実現を可能とする大幅な定数改善が必要とあり、さらに社団法人日本PTA全国協議会など数団体は、一人一人の児童生徒に向き合う時間を十分確保するとともに、きめ細やかな指導が展開できるよう30人学級の完全実施を求め、また、保護者へのアンケートにおいても、保護者が思う適正な1クラスの児童生徒数は30人が45.4%と、保護者も30人学級を望んでいる結果も出されております。

少人数学級の成果について、少人数学級についての調査をしているある団体によりますと、学習指導面の成果においては、生徒一人一人に目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行え、学力向上に効果がある。発言・発表など、子供一人一人の活躍の場が増加しておる。教室にゆとり

のスペースが生まれ、学習環境が向上しているなどが上げられておりますし、生活指導面の成果においては、不登校や問題行動の早期対応につながっており、幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られている。子供たちが落ち着いて学校生活を送れるなどなどあります。

保護者の声としましては、さらに保護者の観点に着目した香川大学の山本准教授らの研究が、少人数学級のほうが教員に対する態度がポジティブになりやすいという結果を示しております。担任の先生は、子供が失敗してもそっと助けてくれる。新しいことに挑戦するとき励ましてくれる。困っていることにすぐ気づいてくれるなどの、対教師の認知が高まることが分かりました。

このように教員と家庭との連携の向上も期待することができると言われておりますし、子供の声としましても、同准教授によりますと、子供たちの観点到に注目した点では、少人数学級の場合のほうが、先生は信じてくれている。応援してくれている。相談に乗ってくれているなどと肯定的な認知が高まることを示しているとあります。

萩生田大臣も3月30日の参議院文教科学委員会で、

今後のさらなる取組の展望として、私はやはり将来を担う子供たちへの投資というものは、これは誰もが認めていただける、そういう価値観をこの日本の国会は持っていることが極めて大事だと思っております、そういう意味では、取りあえず35人の第一歩を踏み出しますけれども、やはりそれは、少人数学級にしたほうが、子供たちの学びはよくなるよね。学校が楽しくなるよね。子供たちが明るくなったよね。多様な評価を皆さんでしていただいて、その成果を中学校、高校へとつなげていくことが必要だと思っておりますので、しっかりその方向に向かって努力をしていきたいと思っております

と力強く述べていました。

糸魚川市議会の皆さんも、将来を担う子供への投資を認める価値観をお持ちだと信じております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が必要です。

ぜひ、以上のことを鑑み、新しい時代を生きる人材を育成していくために、そして誰も取り残すことなく、かつ自立的に学習を進められるよう個別に最適な学びときめ細やかな指導を実現させるためにも本請願に賛成していただきますようお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、和泉克彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

私は、30人以下学級の実現のみ反対の立場で意見を述べさせていただきます。

30人以下学級の実現に向けては、もう既に新潟県をはじめ、この糸魚川市でも進められております。糸魚川市内の小学校では80%以上、中学校では45%と、30人以下学級の実現に向けてはかなり進んでいるという現状があります。

そこで、私が知り得る様々な調査や研究の結果を幾つか申し上げます。

まず、少人数学級で学力は上がるのかということについては、研究結果の中には微増や微減、両方あり、明確に効果が上がるということを証明するものは、現状としてはありません。

また、豊かな教育環境は、学力だけではないという反論があることも承知しています。

学力以外の教育を図る試みとして、非認知能力を分析するものがあります。非認知能力というのは、学力テストなどでは数値化、計れない、子供の将来や人生を豊かにすることで忍耐力や協調性などを言います。これらと併せて、勤勉さ、自制心や自己肯定感について調べた結果もありますが、これについても際立った効果は見られません。

そして、30人以下学級の推進が、不登校を減らすのかということについても、文部科学省が学校基本調査と私が一般質問の中で取り上げさせていただいた児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査を定期的に行っており、また、学級規模の割合と不登校の数を都道府県別にもまとめています。これらの結果を見ると、30人以下学級が増えると不登校の数は減るのか、つまり、児童生徒1人に細やかな対応ができるようになって、児童生徒のストレスを減らし、不登校を減らすことができるのかを検討できますが、学校規模と不登校の関係は、ほとんどないと分かります。一部影響があるとしても、ばらつきが激しいということです。結局、学級規模が小さければ小さいほど、児童生徒1人に対し、細やかな対応ができるのは事実ですが、それ以上に教育にはもっと大切なことがあって、学級規模が全てを決めるわけではないのです。

このように様々な面から結果をお示ししましたが、この効果があやふやな30人以下学級の実現には、今後毎年3,600億円もの予算がかかるという試算があります。このコロナ禍で、累積債務が莫大に膨れ上がっているため、いずれは行政に対しても様々な予算の締めつけがなされていくものと予想されます。そのような情勢で、貴重な3,600億円を効果がよく分からない形で使うのは、本当に子供たちのためになるのでしょうか。30人以下学級は、人口密度が小さい地方、糸魚川市でも既に実現されている一方で、東京や大阪などの大都市圏では、その割合は小さいです。つまり、追加予算の3,600億円の使い道は、都市部に集中するという事です。ただでさえ、地方と都市の教育格差が叫ばれている中で、そのような予算の振り分け方を望むのでしょうか。同じく3,600億円を使うのなら、もっと真剣に子供たちのためになる使い道を考えるべきです。

新潟県教育委員会では、来年度の小学校の教員採用枠を昨年よりも100人増やし、255人を予定しております。それでも競争率は2.0倍です。お隣の富山県においても2.3倍と、いずれの教育委員会も考えているほど教員志願者数は増えていないという現状があります。そのため単なる教員の加配は、教員の質の低下を招きかねません。それよりも現状をよく見て、特別支援が必要な現場や生徒指導上で対応が必要な現場へのピンポイントの加配のための予算づけのほうが、はるかに効果があります。30人以下学級を実現するためには、教育現場においてまだまだ解決しなければならない問題が山積しているということです。

私も県内の高校現場で三十数年間、進学校から始まって、実業高校、あるいは定時制も、夜間定時制、昼間の定時制、あらゆる学校を経験しております。その中で、決して教育環境が悪いからといって、手抜きをした覚えはありません。常に一人一人の子供たちに寄り添って、私は教育に当たってきました。そういうような経験も踏まえて、あるいはいろいろな調査結果を踏まえて、30人以下学級の実現についてのみ反対するものであります。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

請願第2号について、賛成の立場で討論を行います。

まず、賛成する背景について述べます。

公明党は、昨年6月、安倍晋三首相当時に30人以下の学級編制に取り組むよう要請し、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備が明記され、少人数学級が21年度予算編成での焦点にすることができました。

さらに公明党は、昨年10月9日に、加藤官房長官に小中学校の1クラス30人以下の少人数学級の推進を求める決議を提出しております。

この決議にはICT（情報通信技術）の効果的な活用を含むきめ細やかな指導や心のケア、感染症対策の充実に向けて子供たち一人一人にしっかり目が届くようにしなければならないことを記載し、30人以下の少人数学級の重要性を強調しております。そして、その30人以下学級を実現するためには、教職員定数の計画的な改善を進めるよう要請し、さらに自治体が中長期的な見通しをもって教職員や教室を確保できるよう留意しながら学級編制の標準を引き下げ、所要の教職員定数を確保するための財政措置を2021年度予算において講ずることを求め、加えて、特別支援教育を受ける子供たちの実態を踏まえ、特別支援学級や通級による指導の運営指針を具体的に示すなど、必要な改善策を講ずることも訴えてまいりました。

その結果、公立小学校の学級人数の上限を35人に引き下げる改正義務教育標準法が、今年3月31日、参院本会議で全会一致で可決成立いたしました。きめ細かい指導や感染症予防の体制を築くため、2025年度までに35人学級へ段階的に移行することとなりました。小学校全体で引下げが行われるのは約40年ぶりのことで、少人数学級実現に向けた公明党の一貫した取組が実を結んでいる背景がございます。

こうした背景を踏まえて、私の賛成への意見を4点述べます。

①単に教職員の定数を一律に増やすことが目的ではなく、今後必要となる教師として、アスリートや理数分野の博士号保有者、発達障害の専門家など、多様な人材の採用が必要であること。

②学校教育において、社会的構造の変化の中で意見の異なる他者と対話し、協同することを実感することが重要で、多様な教師の確保のため採用方法や働き方の多様化を認めること。

③子供の個別対応や特別支援教育など、加配される教員の役割や感染症対策の中核を担う養護教諭がますます重要であり、特に地方の過疎地域での人材確保と充実が必要であること。

④財源確保のために加配教員を削減してはいけないということ。

これらの4点の意味を込めまして、今回のこの請願第2号につきまして、賛成するものであります。

昨今、教職員のわいせつ行為について問題視され、法整備が行われました。児童生徒とその保護

者からの不信や不安をなくすために教職員の資質向上が求められております。

したがって、そうした不安を解消するためにも、単なる教職員のための定数確保ということではなく、多様なニーズに応え得る人材をそろえるという意味での賛成であります。つきましては、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号、押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第4号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第4号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を15分といたします。

〈午前 11 時 09 分 休憩〉

〈午前 11 時 15 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 4. 議案第 50 号から同第 53 号まで及び同第 58 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 4、議案第 50 号から同第 53 号まで及び同第 58 号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18 番 田原 実君登壇〕

○18 番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6 月 25 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第 50 号では、11 トン級のロータリ除雪車 1 台の購入契約の締結に関する説明、議案第 51 号では、14 トン級除雪ドーザ 1 台の購入契約の締結に関する説明、議案第 52 号では、11 トン級除雪ドーザ 2 台の購入契約の締結に関する説明、議案第 53 号では、小型除雪車 1.0メートル級 2 台の購入契約の締結に関する説明があり、議案第 50 号から議案第 53 号まで一括議題として審査しました。

委員より、予定価格が適正と言える積算の根拠について、耐用年数について、リース契約とした場合との比較について質疑があり、担当課より、予定価格は 2 社以上からの参考見積りを基に決定している。除雪車の耐用年数は、糸魚川市は 25 年前後で更新を基本としている。リース契約との比較は、取得する際の財源を考えたとき、リースの場合、財源はないが、購入する場合は国の補助金や過疎債が使えるため、結果的に購入したほうが有利と考えていると答弁がありました。

また委員より、下取り価格について質疑があり、担当課より、不要となった除雪車両の購入価格について、令和元年度は 2 台、コマツの除雪ドーザ平成 10 年式、重量約 14 トンで 280 万 5,000 円。キャタピラーの除雪ドーザ平成 12 年式、重量約 8 トンで 236 万 5,000 円、平成 30 年度はキャタピラーロータリ除雪車昭和 59 年式、重量約 12 トンで売却価格が 216 万円と答弁がありました。

そのほかにも質疑・要望等ありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号、令和3年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第54号、同第56号及び同第57号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第54号、同第56号及び同第57号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、6月28日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第54号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、個人番号カードの再交付の手数料について、地方公共団体情報システム機構と具体的な委託契約の内容も決まっていない状態で、条例改正を行うことはいかがなものか。また、同機構が行っている事業は、全国を一本化した管理であり、国民監視や情報漏えいのおそれがあることから、本案には反対すると意見がありました。

担当課より、住民情報、年金番号、医療被保険者番号等、それぞれ別の番号で管理をしており、その情報の中から個人を特定するには、非常に時間と費用がかかっている。番号を共通一元化することによって、無駄な時間と費用を削減していくというのが個人番号の趣旨であり、セキュリティ対策もしっかり取り組まれていると答弁がありました。

起立採決の結果、賛成多数で原案どおり可決となりました。

議案第56号、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第54号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、9月1日から個人番号カード再交付の手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することになることに伴う条例改正とのことであります。

地方公共団体情報システム機構が行っている事業は、地方公共団体だけでなく、民間企業も対象となっております。

また、現時点の自治体関係のサービス事業は、マイナンバーカード等の発行管理、コンビニ交付サービス、個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステムの運営等であります。国の基本的考え方は、今後、医療福祉関係等、各地方自治体が行っている事業をこの情報システム機構に移し、その膨大な情報を民間にも活用させようというものであります。

現在、様々な情報が統計として公表されており、基本的に個人情報が開示されることはありません。マイナンバーカードが様々な手続、サービスに活用され、その情報を民間も活用できるようにするという事は、例えば現時点では、そこまでいっておりませんが、市民がどのような病気にかかって、どのような治療を受けたか、費用はどれだけかかったかというような個人情報とサービスが拡大されるだけ、個人情報の活用可能な範囲も広がることになります。個々の地方公共団体が管理する方法から、全国を一本化し、管理する方法に変えていく場合、民間活用の名の下に情報が民間に流されることによる危険性も出てくると思いますし、情報漏えいの危険性も高まると思います。非常に便利になるけれども、反面、全ての情報が管理され、国民総監視社会にされていく危険性もあります。様々な情報を地方公共団体情報システム機構のような団体が、一括管理する方向に進むことに危うさを感じますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第55号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第55号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第55号については、6月24日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

総務課関係では、職員が庁用車を運転し、起こした事故に対する対物賠償の仮示談が成立したため、自動車事故等賠償金の補正を行うものであると説明があり、委員より、相手方のこともあると思うが、賠償金額内容について、市民の代表である議員に対して分かりやすい説明を心がけていただきたいという意見がありました。

企画定住課関係では、委員より、歳入に計上している新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金の主な内容について質疑があり、担当課から、各款ごとに計上した新型コロナウイルス感染症対応の事業に財源充当をしていると答弁がありました。

こども課、こども教育課関係では、委員より、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国ではアルバイトさえできず、経済的困窮によって生理用品をそろえることができない実態があるので、女子学生への配慮をお願いしたいという質疑があり、担当課から、本市においては、現時点ではそれほど困っているというケースの報告はないが、学校、福祉事務所、こども課において、生理用品を用意し、相談があった場合に対応できる体制は整えていると答弁がありました。

生涯学習課関係では、委員より、全国高校総体相撲競技においては、選手や関係者に対し、優先度を上げてワクチン接種を行う検討があるのかという質疑があり、担当課から、現状ではワクチン接種は16歳以上となっているが、ワクチン接種の有効性はあるので、関係者にワクチン接種をしてもらう方向で検討していきたいと答弁がありました。

文化振興課関係では、委員より、フォッサマグナパークの復旧整備事業の目的は理解するが、観光的な部分、経済効果を生む整備を進める考えはないかという質疑があり、担当課から、フォッサマグナパークと周辺資源の回遊性の向上が課題であるが、観光視点というのは大事であるので、観光地化が進むよう取り組んでいきたいと答弁がありました。

議会事務局関係では、委員より、議場の設備改修経費が高額であることから、マイク設備はそのまま使用し、カメラ設置の更新、天井収音マイクの更新、演壇前のスピーカーの更新だけにすべきだという意見があり、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しております。

このほかにも質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第55号については、6月25日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

商工観光課関係では、移動販売支援事業について、委員より、移動販売車の需要と今後の展開について質疑があり、担当課より、3事業者、移動販売車4台の回っているコースは把握しており、今後は空白地域がなくなるように事業者に投げかけ、併せて新規参入を促していきたいと答弁がありました。

サテライトオフィス整備事業について、委員より、美山多目的集会施設の改修と民間の施設の計画について質疑があり、担当課より、美山の施設は3室を用意したい。民間施設は20人未満の施設規模を計画していると答弁がありました。

また委員より、サテライトオフィス整備事業のアドバイザーについて質疑があり、担当課より、東京都大田区に本社がある株式会社MOVEDとアドバイザー契約を締結した。代表は、株式会社サイボウズ社のエバンジェリストほか、複数の仕事をしていると答弁がありました。

委員より、ぜひともこのプロジェクトを成功させて、骨抜きにならないように糸魚川市のものができるようにと意見がありました。

農林水産課関係では、農業水利施設点検調査計画事業について、委員より、県営ため池耐震化整備事業について質疑があり、担当課より、現在、ため池の耐震化整備計画を策定し、耐震化工事を実施している。箇所数については、糸魚川地域で3か所の耐震化整備を進め、能生地域の1か所は、昨年完工した。ため池は、市内約200か所あり、現在使用してないものも把握し、廃止に向けた方策も検討していきたいと答弁がありました。

建設課関係では、雪下ろし安全対策支援事業について、委員より、事業の周知について、募集が多い場合の予算の追加について質疑があり、担当課より、工務店協会や板金組合に事前に周知していきたい。募集を7月から始めて、物すごい申込みがあるようであれば、9月補正等で対応していきたいと答弁がありました。

融雪施設整備事業について、委員より、消雪パイプの設置について、また、水源に関して質疑があり、担当課より、消雪パイプは、維持費を含めれば場所によっては機械除雪に比べ3倍から5倍くらいかかる。冬に安定した水源あることなど設置する条件を点数化して決めていくと答弁がありました。

都市政策課関係では、生活交通確保対策事業の65歳以上の高齢者、または体が不自由な方で新型コロナウイルスワクチン接種会場までの移動手段がない方にタクシー料金の一部を助成することについて、委員より、利用状況について助成額について質疑があり、担当課より、5月末まで328件の利用があり、助成額総額は41万1,690円、1回当たりの助成額はタクシー料金に応じて設定している。また、乗り合わせて乗った場合も助成を受けられるのは、1人の1回分までと答弁がありました。

これに対して委員より、年金生活の高齢者へ配慮した見直しが必要との意見が出され、担当課より、健康増進課とも相談し、きめ細やかな対応となるように検討すると答弁がありました。

このほかにも質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第55号については、6月28日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

福祉事業所関係では、3款1項5目、老人生きがい対策費、在宅介護応援リフォーム事業について、委員より、利用状況についての質疑があり、担当課より、平成30年度は14名、令和元年度は16名、令和2年度は32名の利用があり、今年度は1件につき50万円14名分を見込んでの当初予算であったが、申請件数が多く、予算を超える見込みとなったことから、今回補正をお願いするものであるとの答弁がありました。

健康増進課関係では、3款1項1目、社会福祉総務費、国民健康保険診療所特別会計繰出金について、委員より、基準外繰出金が減額となり、赤字分が縮小されたのかと質疑があり、担当課より、ワクチンの接種収入において増額となることから、赤字分が減額になると答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第55号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．諮問第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号では、現在、人権擁護委員をお願いいたしております佐藤 剛さんの任期が、令和3年9月30日で満了いたしますことから、新たに佐藤 裕さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第8．発議第5号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、発議第5号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑浩一議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、令和3年7月1日、発議第5号に対する提案理由の説明を行います。

発議第5号、特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

米田市政5期目のスタートとともに相次ぐ不祥事は、官製談合事件では、市職員の逮捕・起訴、

また、藤田副市长による地位利用した選挙違反疑惑には、選挙管理委員会と警察が調査に入るなど市民に大きな衝撃を与え、社会的混乱と市民への信頼失墜の責任は大きく、コンプライアンスという法令遵守の欠如は言うに及ばず、米田市政における管理体制、内部統制というガバナンスの甘さこそ、本事件の本質であります。

一方、二元代表制における議会の責務も重く、行政監視において重大な責務を担う議会に対してもチェック体制の甘さを指摘する声も多く、原因の追及と責任の所在、再発防止を行うことこそ議会の使命であり、特別委員会を設置し、調査を行いたいものであります。

名称をコンプライアンス調査推進特別委員会とし、定数は15名、付議事件といたしまして不正入札の防止等について。公務員と選挙の関わり合い方について、特別職、議員を含みます。不正防止に向けた取組について。設置期間においては、本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うものとし、本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第5号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されましたコンプライアンス調査推進特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、利根川 正義員、阿部裕和議員、横山人美議員、新保峰孝議員、伊藤 麗議員、田原洋子議員、渡辺栄一議員、加藤康太郎議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、田

中立一議員、和泉克彦議員、宮島 宏議員、近藤新二議員、古畑浩一議員、以上15人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15人の議員をコンプライアンス調査推進特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

〈午前11時52分 休憩〉

〈午後0時01分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまコンプライアンス調査推進特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、その結果について、ご報告いたします。

委員長には、保坂 悟議員、副委員長には、田中立一議員であります。

会議を少し延長いたします。

日程第9．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいま発議第5号により、コンプライアンス調査推進特別委員会が誕生いたしました。ここにおける付議事件につきましては、ただいまできましたコンプライアンス調査推進特別委員会のほうへ行くわけなんです、総務文教常任委員会の所管でもあるわけです。やはり閉会中の継続審査については、この部分についてはどうなるのか。総務文教常任委員会から特別委員会のほうへ移管さ

れるのだらうと思いますし、また、先ほど東野委員長からの委員長報告の中におかれましても、各総務文教常任委員会の委員より、資料請求等がなされております。例えば100%の入札率の一覧表であるとか、また、職員の副市長からの声かけに対する一覧表の提出でありますとか、そういったものが資料請求されております。これらは全て、総務文教常任委員会から、ただいまできましたコンプライアンス調査推進特別委員会のほうに移管されるということの了解でよろしいんですか。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員のご質問にお答えしたいと思います。

特別委員会が設置されましたことにより、総務文教常任委員会の継続調査という形で、たしか委員会が閉じられたと思います。今申し上げましたように、特別委員会設置ということですので、それらについては、特別委員会のほうに移行したいというふうに考えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そうしますと、ただいま継続調査の申出の表といいたいでしょうか、その訂正をちょっとしておかないと、この辺の訂正は本会議でないとできません。そこをちょっと確認していただきたいと思います。

先ほどまでは、委員長報告までは特別委員会できてませんので、あの報告のまんまでよかったと思うんですよ。今回、特別委員会ができましたので、正式にどこの部分を移管するかというのをやって、総務文教常任委員会委員長からの継続審査の申出から、そこを削除すべきだと思うんですよ。これを今日しておかないと、特別委員会ができて9月までできないということになりますよね。

後は特別委員会のほうも、閉会中の継続審査の申出を今日やっとなないと、あしたから何もできなくなるんじゃないかなと思うんです。それも確認していただきたい。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後0時05分 休憩〉

〈午後0時06分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま古畑議員からご指摘がございました総務文教常任委員会の継続調査の案件につきまして、古畑議員のご指摘のとおり官製談合の再発防止について、そして、公務員と選挙の関わり方については、これは移行することにより、削除いたします。

そして次に、設置期間ですか、これにつきましては、こちらの委員会設置の設置期間のところにも書いてございますように、議会の閉会中も調査を行うものとするということで、議会が本件の調査を議決するまで継続するということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

分かりました。要するに特別委員会は、付議事件が明確であることから、一々本会議に諮らなくても同じ付議事件でやるために、先ほどの発議第5号の承認とともに閉会中も活動ができるということでございますね。分かりました。

○議長（松尾徹郎君）

そのとおりです。

○17番（古畑浩一君）

ありがとうございます。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ないようですので、お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

大変お疲れの中、昼食時限の中で行政報告をさせていただくことをお許し願いたいと存じます。

令和3年第3回市議会定例会閉会の行政報告の前に職員の逮捕・起訴に加え、会期中の副市長の答弁めぐり、市民の皆様をはじめ、議会の皆様にも大変ご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、改めておわび申し上げます。

それでは、令和3年第3回市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月14日から本日までの長期間にわたり、補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して、厚くお礼申し上げます。

この機会に6点について、ご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種について、ご報告申し上げます。

64歳以下の方の接種券につきましては、6月30日から基礎疾患をお持ちの方から順次発送するとともに、同日に60歳以上64歳以下の方に発送しました。今後、段階的に発送し、7月中には16歳以上の皆様の接種券発送を行い、接種を進めていただく予定といたしております。

また、本市における全国高等学校総合体育大会相撲競技大会への対応といたしまして、市民で大会運営に関わる役員、高校生のうち、選手及びマスクを外して競技する選手と密接に関わる人で、希望する人に大会開催までにワクチン接種を行います。

なお、6月30日現在、65歳以上の皆様の接種率は、1回目が65%、2回目が25%となっております。

少しでも早い接種完了を目標に、引き続き医師会や医療関係者と連携しながら進めてまいります。

2点目につきまして、全国高校総体相撲競技大会について、ご報告申し上げます。

全国高校総体相撲競技大会が、市民総合体育館において8月6日、金曜日から8月8日、日曜日までの3日間の日程で開催されます。新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら保護者も含め、無観客での開催が決定しておりますが、大会の模様については、インターネット生中継によりご覧いただけます。

市といたしましても、できるだけ多くの皆様からご視聴いただけるよう、周知してまいります。

3点目に、令和3年度成人式について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、5月の開催を11月へ延期いたしました。成人式実行委員会から、より安心して集まれる春の開催を望む声上がり、協議を重ねる中、来年3月12日、土曜日への再度の延期を決定いたしました。

今後も安全に開催できるよう成人式実行委員会と連携を図るとともに、心に残る成人式となるよう、実行委員会を支援してまいります。

4点目に、夏休み親子雪月花ツアーの実施について、ご報告申し上げます。

コロナ禍において、遠方への外出が難しくなっている子供たちへの夏休みの思い出づくりを図るため、8月18日と19日の2日間、えちごトキめき鉄道株式会社の人気リゾート列車・雪月花が、市内に在住の高校生以下の子供とその同伴者を対象に「夏休み親子雪月花ツアー」として特別運行いたします。

この機会に、市民の皆様から気楽に雪月花を体験していただき、鉄道を身近に感じていただければと考えております。

5点目に、令和2年国勢調査人口の速報値について、ご報告申し上げます。

6月25日に発表されました国の速報によりますと、当市の人口は4万778人、世帯数は1万6,459世帯となっております。

なお、地域別の人口につきましては、今後、順次報告される予定であります。

今回、平成27年調査との比較におきましては、人口で3,384人、7.7%の減、世帯で240世帯、1.4%の減となっており、人口減少が進んでいることから、地方創生総合戦略や現在策定中の第3次総合計画において、人口減少対策に、鋭意、取り組んでまいります。

最後に、令和2年度の決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が358億9,000万円、歳出では340億9,000万円となり、差引き18億円が令和3年度への繰越金となります。

繰越財源を除く実質の繰越金は、13億6,000万円ではありますが、既に令和3年度予算で5億2,000万円を計上いたしておりますので、残りは8億4,000万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後とも健全な財政運営に努めてまいります。

以上、6点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和3年9月市議会定例会の招集日を8月30日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これもちまして、令和3年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後0時17分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員